

(様式2)

令和 年 月 日

長 殿

承 諾 書

臨時講師等の採用にあたり、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項各号及び第11条第1項から第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号及び第2号に該当しないことの確認をするため、大分教育事務所長が私の本籍地の市区町村長に対し教員免許状失効条項等に関する調査を実施し、また前勤務先等に勤務状況等の照会をすることを承諾します。

本 籍

筆頭者氏名

現 住 所

生年月日

氏 名

㊞

○教育職員免許法

第10条第1項

免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- (1) 第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。
- (2) 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
- (3) 公立学校の教員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

※第5条第1項

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第11条

国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第1号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- (1) 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- (2) 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

○地方公務員法

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) ・ (4) 略